## びわこ大津草津景観推進協議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、びわこ大津草津景観推進協議会規約(以下「規約」という。)第 13条の規定に基づき、びわこ大津草津景観推進協議会(以下「協議会」という。)の 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (調整会議)

- 第2条 協議会の事務を円滑に行うため、協議会に調整会議を置く。
- 2 調整会議は、協議会の事務局の長(以下「事務局長」という。)及び関係市の景観行 政を所管する部局の職員(協議会の委員及び事務局長である者を除く。)のうちから会 長が指名する者をもって構成する。
- 3 調整会議は、事務局長が招集する。
- 4 事務局長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (運営委員会)

- 第3条 協議会に諮る事項について協議するため、協議会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、関係市の景観行政を所管する部局の部長級及び次長級の職員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 3 運営委員会に委員長を置き、関係市の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 運営委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (専門部会)

- 第4条 協議会の特定の事務について専門的な調査及び協議等を行うため、必要に応じて協議会に専門部会を置く。
- 2 専門部会に属すべき構成員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の構成員の互選によって定める。
- 4 専門部会は、専門部会長が招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 専門部会が行うべき特定の事務について必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月12日から施行する。